

新潟市産業廃棄物施設の設置及び維持管理に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、事業者及び産業廃棄物処理業者（以下「事業者等」という。）が行う産業廃棄物施設の設置及び維持管理に関して必要な事項を定めることにより、産業廃棄物の適正処理を図るとともに、産業廃棄物施設の設置等に係る地域住民等との紛争の予防と調整を図り、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 法 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）をいう。
- (2) 政令 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）をいう。
- (3) 省令 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）をいう。
- (4) 共同命令 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令（昭和52年総理府・厚生省令第1号）をいう。
- (5) 産業廃棄物 法第2条第4項に規定する産業廃棄物をいう。
- (6) 事業者 自らの事業活動に伴って産業廃棄物を排出する者をいう。
- (7) 産業廃棄物処理業者 法第14条第1項若しくは第6項又は法第14条の4第1項若しくは第6項の規定により、許可を受けようとしている者及び許可を受けている者をいう。
- (8) 産業廃棄物処理施設 法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設をいう。
- (9) 産業廃棄物施設 産業廃棄物を取り扱う施設のうち、別紙第1に定める施設をいう。
- (10) 産業廃棄物施設の設置等 市内における産業廃棄物施設の設置、譲受け及び借受け並びに当該産業廃棄物施設に係る次に掲げる事項の変更をいう。
 - ア 処理する産業廃棄物の種類
 - イ 処理能力（産業廃棄物の最終処分場である場合にあっては、産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）に係る変更であって、当該変更によって当該処理能力が10%以上変更されるにいたるもの
 - ウ 位置、構造等の設置に関する計画
 - エ 維持管理に関する計画

(事業者等の責務)

第3条 事業者等は、産業廃棄物施設の設置等及び産業廃棄物施設の維持管理に当たっては、法、政令、省令、共同命令その他関係法令のほか、この要綱に定める事項を遵守しなければならない。

- 2 事業者等は、産業廃棄物施設の設置等及び産業廃棄物施設の維持管理に当たっては、生活環境の保全及び向上に努めなければならない。
- 3 事業者等は、産業廃棄物施設の設置等に当たっては、事前に地域住民等に計画の概要を説明し、その理解を得るように努めなければならない。
- 4 事業者等は、産業廃棄物施設の設置等及び産業廃棄物施設の維持管理に当たって、地域

住民等の苦情があった場合には、早急に必要な措置を講じ、改善しなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、事業者等に対し、産業廃棄物施設の設置等及び産業廃棄物施設の維持管理に関し、指導、助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、産業廃棄物施設の設置等及び産業廃棄物施設の維持管理に関し、事業者等と地域住民等との間に紛争が生じた場合には、その解決のため、指導、助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

(立地等に関する基準)

第5条 事業者等は、産業廃棄物施設の設置等を行おうとする場合は、別表第2に定める立地等に関する基準を遵守しなければならない。

2 前項の場合において、市長は、産業廃棄物施設の設置等が生活環境に及ぼす影響を考慮して支障がないと認めるときは、前項の基準の一部を適用しないことができる。

(構造に関する基準)

第6条 事業者等は、産業廃棄物施設の設置等を行おうとする場合は、省令及び共同命令に定めのあるもののほか、市長が別に定める構造に関する基準を遵守しなければならない。

(環境整備に関する基準)

第7条 事業者等は、産業廃棄物施設の設置等を行おうとする場合は、別表第3に定める環境整備に関する基準を考慮して、周辺の環境と調和を保つよう努めるものとする。

(地域住民等に対する周知)

第8条 事業者等は、産業廃棄物施設の設置等を行おうとする場合は、別表第4に定める周知及び同意等の意見聴取に関する基準により、計画の概要の周知及び計画の概要に対する同意等の意見聴取を実施しなければならない。

(環境影響調査等の実施)

第9条 事業者等は、産業廃棄物施設の設置等を行おうとする場合は、法第15条第3項に規定する生活環境影響調査の記載事項を考慮して、環境影響調査を実施しなければならない。

(事前協議)

第10条 事業者等は、産業廃棄物施設の設置等を行おうとする場合は、法第14条第6項、法第14条の2第1項、法第14条の4第6項、法第14条の5第1項、法第15条第1項、法第15条の2の6第1項若しくは法第15条の4において準用する法第9条の5第1項の規定による許可の申請、法第14条の2第3項若しくは法第14条の5第3項において準用する法第7条の2第3項の規定による届出又は産業廃棄物施設（産業廃棄物処理施設を除く。）の施設の着工を行う前に、別記様式第1号による事前協議書により市長に協議しなければならない。

2 前項の事前協議書には、別表第5に掲げる書類等を添付しなければならない。ただし、市長が必要ないと認める場合は、その一部を省略することができる。

(現地調査)

第11条 市長は、前条第1項の規定による協議（以下「事前協議」という。）を受けた場合

は、必要により現地調査を行うものとする。

(連絡会議)

第12条 事前協議の内容について必要な指導を行うため、産業廃棄物施設設置等連絡会議(以下「連絡会議」という。)を設置する。

2 連絡会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(指示通知等)

第13条 市長は、事前協議の内容を審査し、必要があると認める場合は、事業者等に対し別記様式第2号による指示通知書により指示を行うものとする。

2 事業者等は、前項の規定による指示を受けた場合は、必要な措置を講ずるとともに、その結果を市長に書面で報告しなければならない。

3 事業者等は、第1項の規定による指示に対して異議がある場合は、その理由を付して市長に申し出ることができる。

4 市長は、事業者等が第1項の規定による指示を受けた日から1年を経過しても必要な措置を講じない場合は、当該事前協議は取り下げられたものとみなす。ただし、事業者等の責めに帰すことのできない特別な事情があると認めるときは、この限りでない。

(事前協議の終了)

第14条 市長は、事前協議の内容について適当であると認める場合は、その旨を事業者等に通知するものとする。

(着工の時期等)

第15条 事業者等は、前条の規定による通知を受けた後でなければ工事に着手することができない。ただし、産業廃棄物処理施設の工事については、この限りでない。

2 市長は、事業者等が前条の規定による通知を受けた日から1年を経過しても工事に着手しない場合は、当該事前協議は取り下げられたものとみなす。ただし、事業者等の責めに帰すことのできない特別な事情があると認める場合は、この限りでない。

(産業廃棄物処理施設の設置等の許可申請の時期)

第16条 事業者等は、第14条の規定による通知を受けた後でなければ、法第15条第1項、法第15条の2の6第1項又は法第15条の4において準用する法第9条の5第1項の規定による許可の申請をすることができない。

(工事完了の確認等)

第17条 事業者等は、産業廃棄物施設(産業廃棄物処理施設を除く。)の設置工事が完了した場合は、別記様式第3号による工事完了届出書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の届出書を受理した場合は、速やかに竣工検査を実施するものとする。

3 事業者等は、前項の竣工検査に合格した後でなければ当該産業廃棄物施設の使用を開始することができない。

(維持管理に関する基準等)

第18条 事業者等は、産業廃棄物施設の維持管理に当たっては、省令及び共同命令に定めのあるもののほか、市長が別に定める維持管理に関する基準を遵守しなければならない。

2 事業者等は、産業廃棄物施設の維持管理に当たっては、事前協議時の維持管理計画に基づいて実施しなければならない。

- 3 市長は、生活環境保全上必要があると認める場合は、事業者に対して産業廃棄物施設の維持管理上の改善を勧告することができる。

(機能の障害が発生した場合の措置)

第19条 事業者等は、産業廃棄物施設について、故障、破損その他の事由により機能の障害が発生した場合は、直ちに応急の措置を講ずるとともに、速やかにその状況を市長に報告しなければならない。

- 2 事業者等は、前項の場合において、市長が機能の障害の拡大又は再発の防止のため必要な措置を講ずべき旨を指示した場合は、これに従わなければならない。

(最終処分場の閉鎖等)

第20条 事業者等は、産業廃棄物の最終処分場の埋立終了後の管理及び廃止後の跡地利用については、あらかじめ市長に協議するものとする。

- 2 事業者等は、産業廃棄物の最終処分場を廃止しようとする場合は、あらかじめ市長に協議するものとする。

(委任)

第21条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成3年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

- (1) 産業廃棄物処理施設
- (2) 産業廃棄物処理施設以外の施設で次に掲げる施設
 - ア 産業廃棄物処理業者が設置する中間処理施設（産業廃棄物の中間処理（埋立処分及び海洋投入処分以外の処分をいう。）を行うための施設をいう。以下同じ。）及び積替保管施設（省令第10条第1号ロ及び第10条の13第1号へに規定する積替施設をいう。以下同じ。）
 - イ 事業者が設置する中間処理施設及び積替保管施設で次に掲げるもの（事業者自らの産業廃棄物を処理するため、当該産業廃棄物を排出する事業活動を現に行っている敷地内に設置するものを除く）。
 - (ア) 中間処理施設にあつては、1日の処理能力が5トン以上のもの並びに大気汚染防止法のばい煙発生施設、一般粉じん発生施設及び特定粉じん発生施設、騒音規制法（昭和43年法律第98号）に規定する特定施設、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）に規定する特定施設、新潟県生活環境の保全等に関する条例（昭和46年新潟県条例第51号）並びに新潟市生活環境の保全等に関する条例（平成9年新潟市条例第47号）で届出義務のある施設
 - (イ) 積替保管施設にあつては、敷地面積が1,000平方メートル以上の堆積ヤード、100キロリットル以上の液体状廃棄物を保管できる施設及び政令第2条の4第5号に規定する特定有害産業廃棄物を保管する施設
- (3) その他市長が必要と認める施設

別表第2（第5条関係）

- (1) 産業廃棄物施設の設置等は、原則として都市計画法（昭和43年法律第100号）第9条第10項に規定する準工業地域、同条第11項に規定する工業地域又は同条第12項に規定する工業専用地域で行うこと。ただし、都市計画法その他土地利用規制関係法令の規制を受けている区域等において産業廃棄物施設の設置等を行う場合には、これらの法令による許可等が得られるものであること。
- (2) 産業廃棄物施設の設置等の用に供する土地（以下「設置場所」という）の敷地境界から、住居、店舗その他これらに類する建物との間に適切な距離（産業廃棄物の最終処分場にあつては、50メートル以上）を隔てていること。
- (3) 設置場所の敷地境界から、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第1項に規定する社会福祉事業の用に供する施設、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院又は同条第2項に規定する診療所、社会教育法（昭和24年法律第207号）第2条に規定する社会教育に関する施設その他これらに類する施設との間に100メートル以上の距離を隔てていること。
- (4) 設置場所の全部又は一部が、災害の防止、自然環境の保全、文化財の保護、公共施設の建設等公共の目的のために産業廃棄物施設の設置等を抑制する必要がある区域に含まれないこと。
- (5) 産業廃棄物施設までの搬入道路（公共用道路を除く。）の管理者から車両の通行について承諾が得られること。

別表第3（第7条関係）

- (1) 周囲に設置する柵等に廃材を利用しない等、施設の外觀について周辺環境との美観上の調和を考慮すること。
- (2) 敷地境界の内側に、緑地帯を設けること。
- (3) 外部から直接廃棄物が目に触れないようにすること。
- (4) 敷地境界の内側に、一定の幅の保安帯を設けること。
- (5) 衛生状態を良好に保持するための施設を設けること。
- (6) 搬入車両で道路を汚さないためのタイヤ洗い場を設けること。

別表第4（第8条関係）

- (1) 周知及び同意等の意見聴取の範囲
 - ア 設置場所の隣接地（現況から隣接している状態と判断できるものを含む。）の所有者、管理者及び占有者
 - イ 設置場所の敷地境界から100メートル以内に居住する住民（同一世帯を構成する場合は、その世帯主。以下同じ。）及びその住民が所属する自治会。ただし、該当する住民が居住しない場合は、設置場所から直近の自治会
 - ウ 放流水等が排出される施設にあっては、排出先の河川等の水利権者等
 - エ その他当該産業廃棄物施設の設置等により生活環境に影響を及ぼすと考えられる個人又は団体
- (2) 周知内容
 - ア 設置者
 - イ 設置場所
 - ウ 施設設置までのスケジュール
 - エ 取り扱う廃棄物の種類及び性状
 - オ 施設の概要（構造、能力、処理方法、廃棄物の保管等）
 - カ 施設の運転計画
 - キ 地域環境の保全のための対策
- (3) 周知及び同意等の意見聴取の方法
 - ア 設置場所の見やすい箇所に次に定める産業廃棄物施設の設置を予定している旨を表示した掲示板を掲げること。
 - (ア) 掲示板は縦及び横がそれぞれ60センチメートル以上のものであること。
 - (イ) 次に掲げる事項を表示すること
 - (a) 設置者の氏名又は名称及び連絡先
 - (b) 施設の着工予定時期及び操業開始予定時期
 - (c) 取り扱う産業廃棄物の種類
 - (d) 施設の種類及び処理方法
 - (e) 周知内容に係る書類を縦覧できる旨及びその場所、期間、時間等
 - イ 周知内容に係る書類を縦覧する機会を市内において設けること。なお、この場合の縦覧の期間は、30日以上とすること。
 - ウ 隣接地の所有者、管理者及び占有者に対しては、原則として面談により説明を行うこと。
 - エ 住民に対しては、面談及び必要に応じて説明会を開催すること。
 - オ その他の関係者に対しては、必要に応じウ及びエの方法に準じて周知及び同意等の意見聴取を行うこと。
- (4) 周知及び同意等の意見聴取の結果
 - ア 周知及び同意等の意見聴取の結果については、計画概要に対する周知を行い、及び

同意等を得たことを確認できる書類を作成すること。

イ 意見聴取の実施に当たって、地域住民等から生活環境保全上の要望等があった場合には、その具体的内容を確認できる書類を作成すること。

ウ イの要望等があった場合においては、要望等を出した者に対し、対策について説明を行うとともに、その結果について、当該要望等を出した者の同意等を得たことを証する書類を作成すること。

別表第5（第10条関係）

- (1) 住民票の写し（法人にあっては、定款又は寄附行為及び登記簿の謄本）
- (2) 設置場所の土地登記簿謄本、使用権原を明らかにする書類
- (3) 設置場所及びその周辺の現況概要図、地図に準ずる図面（公図）及び平面概要図（主要設備の配置図、処理前後の保管場所等）
- (4) 事業計画書（事業計画概要、取扱廃棄物の発生源及び性状、処理工程図並びに処分後の廃棄物等の処理方法）
- (5) 構造に関する基準に基づく設置計画書及び構造を明らかにする書類（平面図、立面図等）
- (6) 処理能力を明らかにする書類
- (7) 産業廃棄物の保管に関する書類（保管上限の算出根拠、保管看板等）
- (8) 産業廃棄物施設の設置等に係る費用計算書及び資金計画書
- (9) 施設運転計画書（施設の稼働時間、施設管理責任者等）
- (10) 維持管理に関する基準に基づく維持管理計画書
- (11) 地域住民等に対する周知及び同意等の意見聴取の概要及び結果を記載した書類
- (12) 環境影響調査の報告書又は実施計画書
- (13) その他市長が必要と認める書類等

都市計画区域 (用途地域)	市街化区域 市街化調整区域 (用途地域名称：)	
敷地の立地環境	直近の住居等との距離	m
	公共施設等の有無	有 (名称：) (距離：) 無
自然環境の保全等 に関する地域等	自然公園 鳥獣保護地区 風致地区 保安林 保安林予定地区 保安施設地区 保安施設地区予定地区 河川区域 がけ地危険区域 砂防指定地 海岸保全区域 農業振興地域 その他 () 該当なし	
添付書類等	1 住民票の写し (法人にあっては、定款又は寄付行為及び登記簿の 謄本) 2 設置場所の土地登記簿謄本、使用権原を明らかにする書類 3 設置場所及びその周辺の現況概要図、地図に準ずる図面 (公図) 及び平面概要図 (主要設備の配置図、処理前後の保管場所等) 4 事業計画書 (事業計画概要、取扱廃棄物の発生源及び性状、処理 工程図並びに処分後の廃棄物等の処理方法) 5 構造に関する基準に基づく設置計画及び構造を明らかにする書類 (平面図、立面図等) 6 処理能力を明らかにする書類 7 産業廃棄物の保管に関する書類 (保管上限の算出根拠、保管看板 等) 8 産業廃棄物施設の設置等に係る費用計算書及び資金計画書 9 施設運転計画書 (施設の稼働時間、施設管理責任者等) 10 維持管理に関する基準に基づく維持管理計画書 11 地域住民等に対する周知及び同意等の意見聴取の概要及び結果を 記載した書類 12 環境影響調査の報告書又は実施計画書 13 その他市長が必要と認める書類等	

第 号
年 月 日

様

新潟市長

指 示 通 知 書

年 月 日付けで協議のあった産業廃棄物施設設置等事前協議書の内容について、
下記事項について必要な措置を講ずるよう、新潟市産業廃棄物施設の設置及び維持管理に
関する要綱第13条の規定により指示いたします。

項 目	指 示 事 項

年 月 日

（宛先）新潟市長

産業廃棄物施設設置工事完了届出書

産業廃棄物施設設置工事を完了したので、新潟市産業廃棄物施設の設置及び維持管理に関する要綱第17条に基づき、下記のとおり提出いたします。

設置者（届出者）	住所又は所在地 電話：
	氏名又は名称及び代表者の氏名
管 理 者	住所 電話：
	氏名
施 設 の 種 類	
設 置 場 所	
工 事 完 了 年 月 日	
使 用 開 始 予 定 年 月 日	